

# 居宅サービスに相次ぎ救済措置

## デイ2時間未満でも「2～3時間」算定を

新型コロナウイルス感染拡大で経営的打撃を受けている居宅サービスへの救済措置が相次ぎ打ち出されている。厚生労働省は人員基準等の臨時的な取り扱い(第9報)で、通所介護サービス提供時間が2時間を切った場合でも最も短時間の報酬区分「2時間以上3時間未満」を算定可能と周知した。訪問介護では事業所評価加算の算定要件「定期的な会議開催」を、対面を伴わない電話やメールで代替する取り扱いも認める。

基準緩和の対象となるのはデイ、通所リハで指定を受けたサービス形態を維持しつつ、利用者・職員の感染リスクを下げ、そのためサービス提供時間をできるだけ短くする工夫を行った結果、規定の時間より短くなってしまったケースだ。サービス提供時間が、デイは2時間未満、通所リハは1時間未満であっても、それぞれの最も短い

### 厚労省が新型コロナ対応臨時的取り扱い第9報

報酬区分(デイは2時間以上3時間未満、通所リハは1時間以上2時間未満)を算定できる。この取り扱いは休業要請等を受け、サービス提供の場を異なる事業所や公民館等に移した場合も同様としている。先に示された通所系サービスの救済措置で、通所に代えて1つ「ヘルパー技術指

報酬区分(デイは2時間以上3時間未満、通所リハは1時間以上2時間未満)を算定できる。この取り扱いは休業要請等を受け、サービス提供の場を異なる事業所や公民館等に移した場合も同様としている。先に示された通所系サービスの救済措置で、通所に代えて1つ「ヘルパー技術指

### 訪問介護の特定加算

## 定期会議は対面伴わない 電話、メール等で代替可

導のための定期的な会議開催」。感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合、電話、文書、メール、テレビ会議など対面を伴わない代替手段を認める。「サービス提供前にヘルパーへの文書による指示」「サービス提供後にヘルパーから受ける報告」も柔軟に対応できるとした。

これらの緩和措置は居宅介護支援の特定事業所加算で算定要件となっている「定期的会議開催」についても同様に取扱う。

訪問・通所リハのりハマナ加算算定で求められるリハ会議についても、参加が原則とされる本人・家族の了解を得た上で電話・メール等で代替するなど、柔軟に対応できるとした。